はじめに

など、

た手法に対しては、

わ が

国のおとり捜査論議は、

米国の罠の法理を参考にして本格的に開始され、

罠 の法理の史的変遷とおとり捜査論議 の問題関心

木 康 博

宮

はじめに

罠の法理と連邦最高裁の対応 罠の法理 一の幕開 it

_

 \equiv 几

おわりに

おとり捜査は、 証拠の収集や犯人の検挙が困難な犯罪類型へ 薬物事犯や銃器事犯のように、直接的な犯罪被害者がおらず、当事者間で秘密裏に実行される つの対処方法として実施されてきた。

の —

もっとも、

限

に許容されるべきではないとする点には一定のコンセンサスがあった。 必要性や有効性が肯定される一方で、 ダーティーなイメージも手伝って、 当初から、 無制

651

被告人の主観面である犯罪性向

有罪 けに着目し、 はいい難く、 う要因が、 罪創出の有無)と、適法・違法の判断基準 なお同手法によるべき特別な事情が認められるか否かが捜査比例の原則に照らして判断されるべきであるとする とともに、 の有無にかかわらず、おとり捜査は常に犯罪の創出を伴うことになる以上、それが違法の根拠とするところ れがあること(および捜査の公正さを侵害するおそれがある点)に求める見解から、①対象者の犯意 法性の実質」の理論的解明に取り組み、それを国家が刑事実体法によって保護される法益侵害を生じさせるおそ (predisposition) (ないし適法)と判断する二分説が有力化していった。しかし、二分説に対しては、近時、おとり捜査の「違 刑事司法制度の基礎をなす「捜査の公正」を侵害するおそれがあるため、これらの弊害を考慮しても 任意捜査の適法性に関わる一般的な判断枠組みの中でどのように位置づけられるのかが明確であると 理論的な検証に十分耐えうるものかとの疑問が向けられた。そこで、現在では、 おとり捜査は、 の有無によって「犯意誘発型」と「機会提供型」に分類し、 国家が犯罪を創出し、刑事実体法によって保護される法益を侵害する可能性がある (犯意〔犯罪性向〕の有無〕との間に齟齬がある、 前者は無罪 (ないし違法)、後者は ②犯意の有無とい 捜査機関の働き掛 (犯罪性向 犯

の議 この見解によれば、 れるとすればいかなる場合かを問題としてきたのであり、 査機関の働き掛けによって国家が自ら惹起した犯罪を理由に対象者を訴追ないし処罰することの許否ないし許さ するよう働き掛けることの許否ないし許されるとすればいかなる場合であるかを問題とする一方、二分説は、捜 しかし、こうした議論の展開に対しては、 論が同 問題に対する見解の相違なのか、それとも、 そもそも両者は必ずしも対立的に議論されるべきものではないということになろう。 近時、 客観説は捜査機関が身分や意図を秘して相手方に犯罪を実行 両者は基本的な問題関心を異にするとの指摘がある。 一見すると二項対立的だがその実は問題関心を異にす わが 玉

見解

が有力となっている。

要となるように思われる。 るものなのかを明らかにすることは、 おとり捜査論議の本質に関わる問題であるため、 今後の議論 の精緻 化に必

とり捜査論議の本質的な問題関心を確認してみたい。 そこで、 本稿では、 わが国のおとり捜査論議 の原点である米国における罠の法理の展開を跡付けることで、 お

二 罠の法理の幕開け

のことであるが、そこに至る過程では、 米国にお いて、 罠の抗弁が 一般的に受け入れられるようになったのは、 政府が犯罪に関与する点に着目した州のケースが影響を与えている。 二〇世紀に入ってしばらく経過した後

1 州のケース

(1) Board of Commissioners v. Backus事件(一八六四年)

罪である」という態度が一般的であった。こうした態度は、 が問題として意識され始めた当初、 捜査当局者等によって、被告人が犯罪を実行するに際し、何らかの誘発 裁判例では、 犯罪の実行を取りまく状況がいかなるものであれ、 例えば、一八六四年のニューヨーク州最高裁にお (inducement) があった場合へ 「犯罪 。 の 対応 は 犯

る Board of Commissioners v. Backus 事件で次のように象徴的に表現されている。

でもそうすることはないと言って間違いない。」。この言い訳は、犯罪をかばい、あるいは犯罪者に免責を与えることはなく、 この言い訳は るいはどのような批判が悪魔 た。』。この抗弁は偉大なる神 最初に楽園で差し挟まれた言い訳の繰り返しにしかならない。すなわち、『蛇が私を欺き、私は確かに食べまし 「もし本件に犯罪を行う誘発が存在すると推定できたとしても、被告人の主張は、この世界と同じぐらい古く、 (誘惑者 [tempter]) の性格あるいは行動についてなされたとしても、それ以来、 (立法者 [Lawgiver]) によって却下されており、我々がどのような評価をし、 ……いかなる文明化した法体系の下

(2) Saunders v. People事件(一八七八年》

に罠のテストを採用するとともに、抗弁としての罠の必要性を認識するに至った。 しかし、こうした予想に反し、 比較的早い段階で米国の裁判官は、主に行き過ぎた法執行手法を拒絶するため

所によるこの拒絶を排斥する上で、ミシガン州最高裁は犯罪における罠の背景は証人の信頼性に関する証拠とし いて、裁判所は反対尋問における Webbの被告人との違法な付き合いに関する質問を認めなかった。第一審裁判 に依頼していた。Webbから相談を受けた上司は、罠を仕掛けるべくその機会を利用することにした。公判にお された。侵入窃盗を成功させるため、Saundersは、事前にWebb(警察官)に法廷のドアの鍵を開けておくよう て陪審に入手可能であるべきとして次のように述べた。 まず、Saunders v. People事件では、弁護士が契約書や公文書を入手する目的で法廷に盗みに入った件で訴追

た。そして、彼自身が言っているように、 もし証人(Webb)が事実の通りに証言したのであれば、 被告人を犯罪へと誘惑する手段によってではなく、 彼は明らかに起訴された犯罪を黙認っ 彼 (被告人) 援助してい

点を得るべきであった。」。 を疑わしい立場に置いたのであり、 し求 め、 依頼 した機会を彼 (被告人) 陪審は、 に与えることのみによってこれをしたかもしれない。 当事者間 の以前の関係がこの取引に当てたであろうすべての光の しかし、 それ は 証 人

同意意見では、警察の活動はより厳しく直接的に非難された。

り大きな理 彼を処罰することに役立つことのない新しい犯罪の実行につい うとしていた者が常習犯であることが事実であれば、 うなることは決してないと信じている。 処罰するために犯罪を行うよう働き掛けたり、 るのに大きな役割を果たした。しかし、 発見するために捜査官によって採用されたいくつかの非常に疑問の余地のある手法について捜査官に奨励を与え 改善と更生(elevation)に気を配ることが警察官の義務であるように思われる。 そのような援助を与えることを拒否し、犯罪の実行を防止する手段をとり、犯罪者予備軍の更なる悪化ではなく、 罪を実行しようとしている者が警察官に接触し、その援助を求める場合、義務と正義の最も単純 ことを黙って許すことはできない。 い訳はもちろん、本件において採用され、 私は ……本件において警察によってとられた異常な成り行きが気づか 由が存在するように思われる。 ……本件において警察官によって追求された道は全く弁解の余地がない。 彼ら 犯罪の実行を検討している人物が常習犯であるという単なる事実は、 追求された成り行きの正当化事由にはならない。 なぜなら、 二 部 援助する助けあるいは励ましを与えるほどにはなっておらず、 の裁判所〕 彼らが起訴され、 彼の過去の不法行為を解明したり、 て彼が積極的に援助・ は、 捜査官が間違った義務感の下で彼らを逮捕 裁判にかけら れず、 非難されることなく看過され 部 れてい 奨励されるべきでは の裁判所は ある 、る特定の もし犯罪を実行しよ な原理によると、 はそれについ 犯罪者の罪を 0 犯罪 0 有 犯 ょ 7

ある

r V

は無罪とは無関係に、

法は彼らの一

般的な悪い、

あるいは犯罪的な行為に基づいて有罪判決および処罰

考えたり、(実際に)そうすることを認めてはいないからである。人の本性は良くても十分に弱く、

のにいかなる奨励も必要としない。」。

(3) O'Brien v. State事件(一八七九年)

件では、被告人は殺人の容疑者を逃走させるために看守に賄賂を渡そうとした罪で有罪判決を受けた。 議を唱えた 示した政府当局者は、既存の制定法の下では共犯者にはならないと述べた。これに対し、上訴審は次のような異 おいて、政府当局者を買収することは誰が最初に犯罪を引き起こしたかにかかわらず違法行為になり、 は被告人と看守のいずれが最初に賄賂を示唆したのかは不明確であったが、看守が被告人を罠にかけるために計 画に従うかのように行動したことは明らかであった。このような事情の下、事実審は陪審への説示(charge)に 罠の教義の初期の発展に関するもう一つの主要判例は、一八七九年のO'Brien v. State事件である。O'Brien事 買収を提

なる判決も発見することができなかった。」。 例の分析によると、我々は現在検討している法的部分に関して、事実審によって表明された見方を支持するいか に示唆し、それによって犯罪的な意図を生じさせ、被告人を罠にかけるためだけに最初に示唆した犯罪行為につ いて被告人に加わった場合、その事案は刑法典の精神(spirit of the Criminal Code)の範囲内ではない。……先 - 政府当局者がある人に対して自身の監督下にある囚人を解放する見返りに賄賂を受け取る自身の意欲を最初

初期の州の事案でも、 これらの二つの州の事案があったにもかかわらず、抗弁としての罠は一般的には承認されていなかった。 政府による罠の慣行を非難し、 Saunders 事件とO'Brien 事件に従ったが、被告人が罠にか 他の

悪事を行う

けられたために無罪の資格があると実際に判示した事案は少なかった。

2 連邦のケース

(1) United States v. Whittier事件(一八七八年

States v. Whittier 事件である。本件で被告人は、悪徳弾圧協会 (Society for the Suppression of Vice) の係官 (agent) れるべきではない。」。 反者を正当化せず、あるいは彼にとって抗弁として利用可能にはならないが、違法な手法を用いることは奨励 るよう人を誘発することへの計略の肩を持つべきではない。違反者を探知するためのある者による法律違 による誘発を主張し、罠の抗弁を提起した。被告人は他の理由で釈放されたが、同意意見は罠の慣行を非難した。 初期 かなる裁判所も推定違反者を察知するのを助けるためだとしても、 の連邦事件の中にも抗弁としての罠に同情的な見方を示したものがある。その最初のケースがUnited 実定法の違反、 あるいは犯罪を実行す 反は違

とSaunders事件を引用し、 府の検査官 する制定法上の犯罪 後の連邦の事案である一八九四年のUnited States v. Adams事件では、被告人は、「郵送できない (inspector) (受胎の予防についての情報を違法に郵送した罪) が問い 事実に基づくといかなる犯罪も行われなかったと結論づけた。 合わせたおとり (decoy) の手紙に応えたものであった。 で起訴された。被告人による郵送は、 裁判所はWhittier事件 钔 刷 物 に関 政

(2) Woo Wai v. United States事件(一九一五年)

政府の捜査官に誘発されたものであるため、いかなる法律違反もないと主張した。事実審は、 うした状況に変化をもたらしたのが、一九一五年のWoo Wai v. United States事件である。本件の被告人は、 の述べた通りであったとしても、起訴に対する法的抗弁を構成しないと陪審に説示した。 国籍の者をメキシコから米国に密入国させる共謀の罪で有罪判決を受けた。公判で、被告人は訴追された行動は 連邦裁判所でも当初は州の裁判所と同様に、罠は一般的には、単なる「不愉快」の対象にとどまっていた。 仮に事実が被告人

けだが、当初は「これは法に反することだ。できない。」と述べて計画に参加することに躊躇を示していた。 実行へと誘発することにあった。また、被告人は、数か月間にわたる度重なる勧誘の後、最終的に説得されたわ に接触され、犯罪を行うよう誘発されたのであり、捜査官の意図は彼が知っていることを言わせるために犯罪 与していると疑われたからではなく、彼が他人の違法行為についての情報を有していると疑われたために捜査官 被告人が犯行に至る過程には、次のような経緯があった。被告人は、事前に何らかの違法行為に関

こうした事情を踏まえ、第九巡回区裁判所は有罪判決を覆す上で次のように述べた。

発された者たちの犯罪性を否定することのみによって維持される。」。 シーに反しており、 我々は、本件の証拠によって明らかにされたやり方で得られた有罪判決を維持することはパブリック・ ……健全なパブリック・ポリシーは、そのように刑法典の文言を侵害する行為を行うよう誘

裁判所は、犯罪への抗弁としての罠に抵抗した過去の事案を次のように区別した。

·それらの全ての事案においては、犯罪を行うという犯罪的な意図は、その発端が被告人の精神の中にあった。 …本件では、 犯罪的な行為の示唆は政府の捜査官から来た。計画全体が彼らから生じたのである。」。

こうしてみると、 連邦裁判所における罠の初期の発端は、 被告人の意図を強調しているようにみえる。

三 罠の法理と連邦最高裁の対応

連邦最高裁が罠の抗弁に興味を示すようになったときには、 米国の裁判所における抗弁への支持は順調に進ん

1 Casey v. United States 事件(一九二八年)

States事件の被告人は麻薬中毒者の囚人に対してモルヒネを提供したことに関連して、それを違法に購入した罪 で起訴された。被告人は法律相談のために囚人を頻繁に訪れた弁護士であった。看守は、被告人が訪れた後の囚 人たちが麻薬の影響を受けていることに気がついた。そこで、被告人を罠にかけるために綿密な計画が立てられた。 Casey事件における中心的争点は、オリジナルの認証を受けたパッケージに入っていないモルヒネを所持し こうした状況下の一九二八年、 連邦最高裁の前に罠の教義に関心を向ける事案が現れた。Casey v. United

ていたことが違法に購入したという起訴を維持するのに十分な証拠であるかという点であった。それゆえ、

全く犯罪を行うよう誘発されていなかった。」として簡潔に排斥された。しかし、

躊躇なく、そして当然のこととして同意したCiceroによる簡

550

本判決は

な依頼以上には、 関の

罠の論点については、「Caseyは、

アプローチ)

説

Brandeis最高裁判事が政府の行動に焦点を当てた強い反対意見を述べたことで注目を集め、後の有力説

が主張される道を拓くとともに、罠の論点がクローズアップされることに繋がった。

る。 る。 である。政府をその当局者による違法な行為から守るためである。 とでは必ずしもない。それを許すことは、 政府は犯罪を引き起こし、あるいは作り出し、そして創造されたものである犯罪者を処罰してはならない。 罪的な共謀の結果だということである。政府は、犯罪者を罠にかけるためにおとりを配置してもよい。しかし、 ものである。……訴追に対する障害は、 る権限を有さず、 〔もっとも、〕彼らの行為は、抗弁にはならない。なぜなら、いかなる政府当局者も、 の慣行によって得られた証拠の使用を是認したことを私は承知している。しかし、ここでの異議は異なる性質 しようという熱意の中で財産および個人的な権利に対する犯罪行為、あるいはさらに忌まわしい捜査官による他 裁判所が すなわち、 しかし、 〔被告人の〕 捜査官によって作り出された犯罪者が処罰されることを裁判所が我慢しなければならないというこ 政府が被告人を処罰しようとしている行為は、その実行を誘発しようとする彼ら V, 相対的な社会的価値を誤解し、 かなる当局者の行為もその違反 何らかの権利が否定されたからではなく、 主張された犯罪が政府の捜査官によって引き起こされたという事実にあ 当局者に権限付与されていない不当な行動を政府が承認することに等 望ましい目的は不正な手段を正当化しないことを忘れ (議会制定法の違反) その裁判所の廉潔性を保つためである。」。 政府を守るためにこの訴追は止められるべき を正当化することはできないからであ 議会制定法の違反を許可す (捜査官) の犯 -処罰

(客観

的

2 Sorrells v. United States事件(一九三二年)

(1)影響を持つことになり、 0 び州の裁判所における教義の範囲や法的性質などに影響を与えた。ここでいうSorrells事件の影響は、 'ものに限定されていたわけではない。Roberts最高裁判事の少数意見もまた、この教義をめぐる議論に多大な Sorrells事件は、 罠の教義の理論的な基礎を提示した初めての連邦最高裁判例として注目を集め、 その後の司法や学会を二分するほどに強力であった。 連邦 多数意見 およ

う犯罪性向を有していなかった」と判示した。単に犯罪を行うための機会や施設を提供することそれ自体では訴 (2) たのが第八巡回区裁判所のButts v. United States 事件である。 真に罠にかけられた被告人は処罰されるべきではないとの命題のために多数の事案を引用した。とりわけ注目 行う犯罪性向を植えつけ、 追を阻止しないと認めた上で、多数意見は「犯罪的な計画が政府当局者から生じ、 邦最高裁は 提供した。 は、政府の係官が被告人の家を訪問し、多量の酒を確保するよう彼を繰り返し説得した禁酒法に関する事案であ 係官が戦争体験による仲間意識をかき立てた三度のアプローチの後、 今日適用されている罠の抗弁は、Sorrells事件において明白になった緊張関係を反映してい 政府は、「被告人は『ラムの密売人』として一般的に評判であった」と証言した証人を呼んだが、 「被告人が起訴された行為は禁酒法の係官によって引き起こされており、 彼らが起訴できるようその実行を誘発する場合、 被告人は対価を受けて半ガロンの 異なる課題が提起される。」とし、 彼らが無実の人の心に犯罪 ……被告人は当該犯罪を行 る。 Sorrells事 酒 件 を

よう動機づけをし、

扇動、

説得、

·それまで一度も頭の中でも、

また行動においても有罪ではなく、

誘惑をしなければ明らかに有罪になることはなかったであろう犯罪の実行につ また、

もし警察官が彼に対してそれを行う

に述べた

いて処罰することはパブリック・ポリシーに反しており、確立された国法 続けて連邦最高裁は「立法者意思」(legislative intent)を伴う理論的な正当化事由に議論を進めて次のよう (law of the land) と正反対である。」。

はできない。……これは、そのような事案において政府が訴追を禁じられ、あるいは裁判所が訴追を禁止すべき ためにさもなければ無実の人々を扇動することによって濫用されることを議会が意図していたと結論づけること 非難されてきた。……この制定法を成立させる上で、当局者が探知および執行手続に人々を誘い出し、 であるという根本的かつ支配的な考えであると考える。」。 一法の道理を犠牲にし、不条理な結果あるいは甚だしい不公平を作り出す制定法の文字通りの解釈はしばしば

邦最高裁が刑事免責 次のように述べて仮に問題になっている制定法が被告人に適用可能であれば、罠にかけられた被告人に対して連 こうして連邦最高裁の多数意見により、罠の教義の根拠は立法者意思であることが示される一方、多数意見は (immunity)を与える権限を有するという見方を明確に拒絶している。

制定法が罠であるにもかかわらず適用可能であり、被告人を有罪と取り扱っているにもかかわらず、裁判所

た場合、裁判所は、被告人を自由にすることを望むことを理由として、合憲的手法で審理を拒絶することはでき ……被告人が制定法の範囲内であると判断された犯罪について正当に訴追され、当局が訴追を進めることを求め が刑事免責を与え、あるいはそのための手続を採用する権限を有するという見方は承認することができない。

(4)このような判示を見る限り、立法者意思は、連邦最高裁によって罠の抗弁の必要な基礎とみなされたといえる。 立法者意思の教義 刑法を罠にかけられた被告人に対して拡大適用することを議会は意図しなかったとい

たがって、この見方の下では、 られた被告人に適用されないため、罠にかけられた被告人はその犯罪について無実であるというものである。 訴追を禁じられる。 う考え——は、 いと明確に述べた。 罠に関して議論の焦点となってきた二つの教義を示唆する。一つ目の教義は、 Sorrells事件における連邦最高裁は、 罠は直接被告人の罪に関する申立てに進み、被告人は有罪ではないため、 罠にかけられた被告人は当該犯罪について有罪では 制定法は罠にかけ 政府

である。」。 扇動者である場合に彼がその犯罪について有罪であると主張することを許されてはならないために利用可能 「この抗弁は、被告人は有罪だが自由になってもよいという視点からではなく、政府は、 当局者が彼の行 為の

行う犯罪性向を有していないという考えを包含する。それゆえ、被告人の犯罪性向は極めて重要になる。 を侵害する以前は特定の無実の精神状態にあることを意味する。 実」である人々に適用されないと主張する。この特徴づけは、罠にかけられた被告人は、 二つ目の教義は、 犯罪性向に関するものである。 前述の通り、 定義上、罠は、罠にかけられた被告人は犯罪 立法者意思の見方は、 刑法は 政府の誘発がこの 「さもなけ n ば 向 無

なければならない。」。 ·提起された論点および提示された証拠は、被告人が……さもなければ無実な人であるか否かに関するもので

拠として認められない証拠を認める必要性があるとした。 この点に関連し、Sorrells事件の多数意見は、 犯罪性向の性質上、 通常の状況下では先入観を与えるとして証

犯罪性向についての適切で綿密な審問に文句を言うことができない。結果的に彼が不利益をこうむったとしても. もし被告人が罠を理由に無罪判決を求めるのであれば、 その問題に関係があるとされる彼自身の行動および

それは抗弁の性質が自身にもたらしたものである。」。

る手続的な問題の双方に異なる態度を示している。

(5)(客観的テスト)であるべきと主張した。Sorrells 事件の判決理由の主な焦点は、 これに対し、反対意見では、罠の根拠は被告人の精神状態 (主観的テスト) ではなく、不適切な警察の行為 被告人の精神状態と抗弁をめぐ

ないと述べた。 去の事案で述べられ、多数意見によって承認された罠の抗弁のパブリック・ポリシーによる正当化事由を強調 反対意見を書いた論者 (Brandeis および Stone 最高裁判事) もっとも、 彼は、この基礎は、立法者意思というフィクションも、有罪な被告人の免責のいずれも必要とし の意見として、Roberts最高裁判事は、 数多くの過

シーの中にこの教義の真の土台を率直に認める。」。 要とせず、有罪な被告人にいかなる利益があるとも考えない。政府とその手続の廉潔性を守るパブリック・ポ 「この考え方は、自然犯とより重大でない制定法上の犯罪との区別を必要としない。 また、 制定法の解釈を必

殿 Roberts 最高裁判事は多数意見の立法者意思の教義を「不当な法解釈」と批判した上で、次のように付言した。 (temple) 罠の教義は、 の廉潔性の維持は、裁判所にのみ属する。刑法のそのような堕落から自身と政府を守ることは、 ……パブリック・ポリシーの根本的な規範に基づいている。自身の機能の保護および自身の神 裁

判所の、そして裁判所のみの管轄である。」。

て賛同したことに対して痛烈に批判した。 ではなく、 続けて、 裁判官が解決すべき問題であるべきと述べ、多数意見が被告人の過去に関する捜査および証拠につい Roberts最高裁判事はパブリック・ポリシーを正当化事由とする自然な帰結として、 罠の 問 題 心は陪審

61

る。

完了を拒絶した理由を完全に無視することになる。 の何らかの行為あるいは起訴状に言及されていない被告人の行為で展開することになる。」。 いう事実によって 政府当局 者によるそのような行為が許され、 〔当局者の行為が〕無害な状態にされているということは、 被告人が悪い評判を有していた、 ……認められる手続は、 実際には、 裁判所の手続が嫌悪すべき取引 あるいは過去に罪を犯したと 事 前 0 評 判あるい は 過

ことを示唆したが、 としてより効果的であった。また、この意見は、適切な焦点は被告人ではなく、 (6)被告人の犯罪性向への言及なしに政府の行為の適否をどのように評価するのかという課題を残した。 Roberts最高裁判事の意見は、 どのような政府の行為が罠として十分であるかについてはほとんど説明がなかった。 妥当な代替手段の表現としてよりも、 多数意見および 政府の行為に対するものである 「立法者意思」 それ 0) 批 Ø 判

Sherman v. United States事件(一九五八年)

3

政府 (1) 拠からは被告人は犯罪を行うよう誘発されたのみならず、麻薬への依存に戻るようにも誘発されていたとされ 前を聞き始めた。 るアプロー 0 Ó 連邦 !復のために治療を受けていた病院で出会った政府の情報提供者に麻薬を販売したとして有罪判決を受けた。 0 情報提供者は、 最高裁は、 ・チの メリットとデメリットを評価するため 情報提供者による「苦しみ」を想起させる繰り返しの要請の後に被告人は麻薬を提供 Sherman事件で罠の抗弁を再考した。Sherman事件の事実関係は、 同じような状況で数回会っているうちに友情が芽生えたため、 の興味深い素材を提供した。 本件の被告人は麻薬中 被告人に 罠に対する二つの対立す に麻薬 0 供給 元の名 証

Sorrells事件の判断を注意深く再確認した。

説 (2)罠は法的問題としては確立されたと結論づけた。連邦最高裁は、判決理由を被告人の犯罪性向の欠如に集中させ、 Sorrells事件の連邦最高裁判決を再考した後、Sherman 事件の多数意見は、根拠は必ずしも明らかではないが、

される場合、九年前の販売の有罪判決および五年前の所持の有罪判決は、〔情報提供者が〕接触した時点で上訴 人が麻薬を販売する前向きな姿勢を有していたと証明するには不十分である。」とした。 所持したとして有罪判決を受けた。しかし、とくに当時彼が麻薬の習慣の克服に努めていたことが記録から推察 「上訴人は、一九四二年に違法に麻薬を販売したとして有罪判決を受けた。彼は一九四六年にも違法に麻薬を

他方で、本件における連邦最高裁の結論の根拠は、被告人の犯罪性向あるいはその欠如ではなく、 政府

の情報

提供者の慣行についての議論に見つけることができるかもしれない。

さもなければ試みることはなかったであろう犯行へと彼を欺く。法執行は、このような手法を必要としない。」 で出会ったかについての質問もなく係官に受け入れられる。したがって、政府は無実の当事者の弱みを利用し、 適切なタイミングを選んで情報提供者は政府の係官に伝える。でっち上げは、情報提供者が売人にどのような形 けようと試みている誰かに対して違法な販売を行うのみならず、使用の習慣に戻らせようと誘惑する。そして、 係争中の事案は、罠の抗弁が打開することを意図している悪を説明している。政府の情報提供者が麻薬を避

Sorrells事件におけるRoberts最高裁判事による少数派の意見を引用して多数派の見方を批判した。二つの厳しい (3) Sherman事件は、罠についての少数派の見方を発展させる格好の機会を提供した。Frankfurter最高裁判事は、

批判が多数意見の主観的

(犯罪性向)

テストに向けられた。一つ目の問題性は、

このテストは、これらの困難な

罪

、判決を拒絶するのである。」。

状況における適切な警察の行動について、 適切な基準を提供しなかったというものである。 Frankfurter 最 高裁

は次のように主張した。

刑事司法が求める賢明な統治を幾分かの確実性をもって行うことができる。」。 な指針を与えることができない。 審 の評決は、 特定の事案における罠 裁判所のみが、 一の問題を解決するかもしれないが、 蓄積された先例における明確 将来に対する当 はな基準の段階的な進展を通して、 局 0 行 勤 0) 重要

Frankfurter最高裁判事によると、多数意見のもう一つの欠陥は、 最高裁のテストは奇妙で危険なフィクショ

である立法者意思に基づいているということである。

彼の に犯罪 惑者が私人であるか、 ら救済されるのであれば、 要条件の場合には 違反へと誘惑することによって施行されることを意図したはずがない』ため、 いうものである。 の道理の現れをもって制定法から抽出できる唯一の議会の意図は、 示唆することは間違いなく全くのフィクションである。 被告人が政府当局者あるいは情報提供者によって罠にかけられた場合、『議会が、その制定法が無実の人々を 罪 が認 性がより低下するわけではない。 められたとしても、 その行為は、 認 政府の係官あるいは情報提供者であるか否かにかかわらず、 識 それは決して彼が犯罪について無実だからではない。また、これらの状況下では、 があれば、 犯罪を構成するために必要なすべての要素を含んでいる。 有罪判決をもたらすために政府のために用いられた手法が容認できないため、 被告人は制定法の命令に違反したことになる。 裁判所は、 彼の行為が制定法の禁止領域に入らないからではなく、 罠の抗弁を提起しているこれらの事案において、 まさに被告人が関与した行為を犯罪にすると 有罪判決を得ることはできな 行為が誘惑の結果であるため 彼が通常 強制がなく、それが必 の懲罰 的 な帰 何らか もし 有

(4) されず、その内容は多数意見への批評に留まっている。 うに客観的な基準が適用されるべきか否か)については、 なお、 先述したSorrells事件において客観的アプローチを提唱したRoberts最高裁判事が残した課題 以下のFrankfurter最高裁判事の判決理由においても示 (どのよ

十分に取り囲まれてい ないものに向けられている。 に従ったであろう者達の失墜をもたらすのに用いられた場合、 につながった根本的な直感に直接的に迫る。犯罪を探知するのではなくむしろ推進し、放っておかれていれば法 場合に、欠けている警察の行為を規制する上での指針を与える。それは、 であり、 る気に満ちている者たちのみを罠にかける客観的に考慮された可能性へと注意を移す。これは、 「このテストは、特定の被告人の記録と犯罪性向への注目から警察の行為とそれが犯罪を行うことについてや 警察の嫌疑の合理性が判断され、あるいは被告人の犯罪的な傾向が遡及的に評価されなければならない 人間の本性は十分に弱く、 政府が誘惑を追加し、 政府の権力は濫用され、 訴追の手段としての 犯罪を作り出さなくても、 そのために制定されてい 罠 客観的なテスト の非合法化

つれて、ケースバイケースで抽出されなければならない。」。 性が高いという理由で非難されるべきかは、 どのような警察の行為が、さもなければ犯罪を行うことについてやる気に満ちていない者たちを誘発する可能 異なる犯罪および新しい探知の手法を伴う新しい状況が発生するに

4 United States v. Russell事件(一九七三年)

連邦最高裁は一九七三年のRussell事件において、 罠についての多数派の見方をさらに固めた。

(1)

料を被告人に供給しており、 Russell事件では、 政府の係官は、 犯罪の実行にかなりの程度に関与していた。係官は麻薬が製造された後に被告人を メタンフェタミン (「スピード」) を製造できるように入手困 [難な必須 の材

逮捕した。

ことができる。」としたのである。 すなわち、 控訴審は、 「刑事訴追に対する抗弁は、容認し得ない程度の犯罪的な活動への政府の関与に基づいて基礎づける 政府の行為は行き過ぎであったとして有罪判決を覆し、 法律問題として、罠が起きたと判示した。

Sherman 事件までの罠の教義をたどり、 多数意見を書いたRehnquist最高裁判事は、 主要な問いかけは、 この事案について異なる見方を採用した。 適切にも、 政府の関与ではなく、 判事はSorrells 事件 個人の精神状態に か

焦点を当ててきたと結論づけた。

罰を議会が意図していたはずがないという考えに基づいている。」。 ではなく、禁止された犯罪のすべての要素を行ったがそれを行うよう政府によって誘発された被告人に対する刑 "罠は比較的制限された抗弁である。これは、『熱心すぎる法執行』であると感じた訴追を却下する司法 0 権 限

(2)づき覆されるべきであったという主張を斥けた。 多数意見は、被告人によってなされた有罪判決は第四修正および第五修正の排除ルー ルに類似した根拠に基

要求することによって、 ると主張する。 よび自白 被告人は、裁判所が排除ルールを違法な捜索 (Miranda v. Arizona事件) しかし、 望ましくない政府の行動を阻止することについてさらに踏み込むよう連邦最高裁に求め 被告人は、 犯罪行為への警察の関与を理由に、 に適用することにつながったのと同じ要素が本件にも考慮されるべきであ · 差押え(Weeks v. United States事件、 あらゆる訴追が完全に禁じられることを Mapp v. Ohio事件) お

ない。 は、被告人の麻薬事業に潜入する上で、いかなる連邦制定法ならびに規則を犯したり、あるいは犯罪を行ってい なり、ここでの政府の行為は被告人のいかなる独立した憲法上の権利も侵していない。 ている。比喩はいずれにしても不完全である。なぜなら、 『自身の法を遵守しなかったこと』であるからである。Mapp事件やMiranda事件の判断を生じさせた状況とは 排除ルールの採用の背後にある主たる理由は、 また、Shapiro(おとり) 政府

そのような主張が提起されること自体は否定しなかったが、本事案の事実関係ではこの原理の適用を正当化するいほど政府の過度な関与は言語道断であり、パブリック・ポリシーに著しく反していると主張した。多数意見は、 ことはできないとして次のように判示した。 被告人によるデュー・プロセスの主張も議論された。被告人は、憲法上の問題として有罪判決を有効とできな

(3) されている、『根本的な公正性を犯す、あるいは、普遍的な正義感にとって衝撃的であること』からは程遠い。」。 学物質を入手することをより困難にしようとしていたのかもしれないが、……証拠はそれにもかかわらずプロ れ自体では無害な物質であり、その所持は合法である。 ノンが入手可能であったことを示している。ここでの法執行は、第五修正のデュー・プロセス条項によって要求 、係官による既に進行中の犯罪事業へのプロパノンの提供はほとんど異議のあるものではない。化学物質はそ Rehnquist最高裁判事は、特に麻薬製造犯罪などへの政府関与の必要性に多くの時間を割いた。 政府は、 被告人が一員であった麻薬組織にとってその化

然の任務となる。そこで、 れた麻薬事犯について有罪判決を得るために過去の違法行為について証拠を収集することは、しばしば不 麻薬の違法な製造は散発独立の犯罪事象ではなく、継続性のある違法な事業である。しかし、 法執行官は、唯一実行可能な探知手段に頼った。すなわち、 麻薬組織への潜入および 違法に製造さ 可

は、『根本的な公正性』に反している、あるいは うであれば、 はできない。 に提供できる価値のある何かをもっていなければ、 違法な現在の活 麻薬組織が必要とする物資を供給することもまた一般的に許容可能なはずである。 颤 一への限定的な関与である。そのような潜入は承認されており、 『普遍的な正義感にとって衝撃的である』とはとても言うこと 違法な企業家に信用されないからである。このような法執行 許容可能な捜査手段である。 捜査官は、 彼ら

由で、犯罪を行うことを計画・実行した者に対し、 また、単に身分秘匿捜査官が犯罪性向を有さない仮定の個人を誘惑したかもしれない誘導にさらしたという理 法が訴追からの完全な免責を与えることが望ましいとも思え

な V (58) -(4) も再び、罠の抗弁の政策的根拠および犯罪への政府の過度な関与を監視する重要性が強調されたのである。 う事実自体が、 (V 罠の抗弁は立法者意思では根拠づけられないと主張し、「そのような被告人が『さもなければ無実である』ある は犯罪を行う『犯罪性向を有していない』ということは、誤解を招く恐れがある。 これに対し、反対意見のStewart最高裁判事は、Roberts最高裁判事とFrankfurter最高裁判事の意見に賛同 ……彼がその犯罪について無実ではないということを決定的に示している。」と述べた。ここで 彼が 〔犯罪を〕 行ったとい

傾向 である。 に関係なく、 権力の . や犯罪 適切な使用の基準以下に落ちるか否か』である。 このアプロ 性向にではなく、『特定の事案において明らかにされた警察の行為が、一 政 府の ーチの下では、 捜査官が犯罪行為を引き起こし、 政府の行為の適法性の判断は あるいは作り出す可能性が高いような形で行動したか 換言すると、 ―これはすべて法執行手法の適法性に関連す 問題は、 関与した特定の被告人の犯罪 般的 な感情が反応する 向

続けて、Stewart最高裁判事は自身の見解を次のように説明した。「このアプローチの焦点は、

特定の被告

かではなく、むしろ政府の捜査官の行動に焦点を当てるアプローチの遵守を要求している。」。 実に、罠の抗弁の基礎自体が、被告人が『犯罪性向を有していた』あるいは『さもなければ無実であった』 判事によって提案された罠に対する客観的アプローチが、この抗弁の根本的な論理的根拠と唯 る問題であるため 私の考え方によると、 ―陪審ではなく事実審の裁判官によってなされなければならない Sorrells 事件における Roberts 最高裁判事および Sherman 事件における Frankfurter 最高裁 一、真に 一致する。

(5) この事案は陪審にかけられるべきではなかったと結論づけた。 反対意見の論者は、これらの原理を当てはめ、次のように述べて被告人は法律問題として罠にかけられてお

ける。 能であり、 に課せられた義務であると感じたという事実自体が、化学物質が捜査官の介入なくして簡単に入手することが れを買わなかったのであろうか。麻薬への見返りとしてphenyl-2-propanoneの供給を提示することが捜査官自身 のであれば、なぜ捜査官は被告人自身がその材料を入手し、 提示し、必要な量が被告人に直ちに提供されたものである。もしこの化学物質が他の場所でも簡単に入手できる 難であるが、 三つすべての起訴に関連したメタンフェタミンに使用されたもの――つまり、一九六九年一二月一〇日に製造さ れたもの――は、 この事案では、 したがって捜査官は単に犯罪行為を行う機会を提供しただけであるという説明に著しい疑問を投げ 被告人が有罪判決を受けた犯罪を行うのに使用されたものは捜査官自身が率先して被告人に対して 政府によって供給されたという事実が残る。この必須の材料は、 phenyl-2-propanoneが独立の供給源から入手可能だったと仮定しても、 麻薬を製造するまで単純に待ち、その後に彼からそ 議論の余地がないほど入手困 被告人が起訴され た か

本件においては、 化学物質の材料は免許をもった者のみ入手可能であり、 政府自身が供給者に対して、 免許を

か否

を有さない者に直ちに提示・供給し、違法な麻薬を作るよう依頼した。そして、 有する人々に対してさえも販売しないよう要請していた。それにもかかわらず、 る行動のまさに典型例であるような印象を受ける。」。 した材料から麻薬を作ったことについて訴追した。これは、 法律問題として罠を構成すると判断されるべきであ 政府は係官がとても親切に提供 政府の係官は、 その材料を免許

5 Hampton v. United States 事件 (一九七六年)

(1)罪判決を禁止しているため、あなたは被告人を無罪としなければならない。 者によって供給された麻薬の販売であると判断した場合、 供者による証言は、 う被告人を罠にかけた政府の情報提供者によって供給されたものであると被告人が主張した事案である。 人が販売したとして起訴されたヘロインは、 もしあなたが被告人による麻薬の販売が政府によって雇用され、 連邦最高裁は、Hampton事件において、 被告人の供述と一致していなかったが、弁護側は次のような陪審への説示を要求した。 (買い手を装った) 主観的 (犯罪性向) 法は政策的問題としてそのような事案における彼 他の政府当局者に対してヘロインを販売するよ テストを再確認した。Hampton事件は、 あるいはそのために行動している情報 情報提 被告 提供 の有

ない。 到達しているのであれば、 また、この特定の抗弁の下では、あなたは起訴された犯罪を行う被告人の なぜなら、 もし情報提供者を介した政府の関与が、 被告人の犯罪性向は問題とならないからである。」。 私があなたたちの頭の中に今まさに描写したレベルに 犯罪性向を検討することを必要とし

事

実審と控訴審は、

(V

ずれもRussell事件に依拠し、

これらの説示を却下した。

上訴にお

(V

て、

弁護

人は

Russell事件におけるまさにその判断 件における意見に依拠した。 弁護人は、 デュー・プロセスの原則が適用されるのに十分に理不尽な状況の可能性を示唆するRussell事 最高裁の多数意見は、本件における政府の役割はRussell事件よりもより重大あっ -犯罪性向の再確認 ーを覆してほしいという要求をとりやめた。代わ

たことは認めつつも、被告人のデュー・プロセスの主張を斥けた。

利を侵害する場合にのみ作用する。……しかし、ここでの警察の行動は、Russell事件がRussellから何らの 第五修正のデュー・プロセスによる制限は、 問題となっている政府の行動が被告人の何らかの保護され た権

もはく奪しなかったのと同様に被告人から米国憲法によって保障された権利をはく奪していない。」。 加えて、Hamptonのデュー・プロセスの主張を議論する上で、本来的(per se)ルールを明確に述べてい

起されている事案における政府の違法行為に根拠づけられる可能性を排除した。……政府の捜査官の行動に関し ては、彼によって働き掛けられた刑事事件の被告人への救済は罠の抗弁だけにある。

「Russell事件において、我々は、本件のように被告人の犯罪を行う犯罪性向が立証された場合、

罠の抗弁が提

まえた警察の行動の理不尽さに関係なく、犯罪性向を有する被告人の有罪判決を阻むことはないと言っている。」。 したがって、多数派は、デュー・プロセスの保障の中に内在する根本的な公正性の概念は、取りまく状況を踏

の依拠」 プロセスと同様に「理不尽な警察の行動を理由に犯罪性向を有する被告人の有罪判決を妨げる我々の監督権限 に加わったが、デュー・プロセスの主張の広範な却下は受け入れなかった。これらの二人の最高裁判事は、デュー・ Powell 最高裁判事と Blackmun 最高裁判事も判決および Hampton の主張に特に向けられた多数意見のほとんど の問題を未解決のままにしておくことを選んだといえる。

(3)Brennan、Stewartおよび Marshall 最高裁判事は反対意見を述べた。彼らは、 Sorrells 事件における Roberts 最

成すると判示される」と結論づけた。 高 一裁判事の考え方を採用 Ü 警察の行 動 違法な物質を提供したこと― は 明らかに法律 :問題として罠を構

る。 づきー に不快な場合には有罪判決を禁止することを除外していないという点についてPowell最高裁判事と私 の関与よりも広がっていた。さらに、 もまたやむを得なかったと私は考える。 いずれにしても、 私の考えでは、本件における警察の活動は許容できる限度を超えていた。 -そのような抗弁を行使する権利を有する個人が 申立人の有罪判決の破棄は罠の抗弁に対する Russell事件が ……本件の犯罪活動における政府の役割は、 『犯罪性向を有していた』としても、 我 々の監督権限あるい 「主観的」 アプ はデュ í ーチに従う者たちにとっ Russell 事件における 1 ブ 当局 口 セス の行動 0 は同 原則 が十分 ï 基 府 7

されている麻薬自体が政府の係官によって供給されたと主張している。 なかった。Phenyl-2-propanoneを所持し、 材料を供給したが、 二つの事実が本件をRussell事件と区別する。 政府は禁制品自体を供給したわけではなかった。 販売することは合法であり、 一つ目に、 その事案において供給された化学物質 対照的に、 政府はメタンフェタミン 申立人は、 彼が販売したと起訴 の製造に必 記 禁制 では 須

けた二つ されており、 麻薬製造事業への活発な参加者であった。」。 て、 二つ目に、 犯 罪 0 0 販売は 開 Russell事 彼 始と終 0 罪 政 it いわり 府 進行している事業への参加であった。 係官によって引き起こされ、 件の被告人は、 が本件に 関係してい 「政府係官が登場する前に始まり、 Russellは違法にメタンフェタミンを製造し、 ,る犯罪) 活 政府による販売によって完結されたものである。 動へ 0 対照的に、 政 府 の参 加および離脱と完全に一致してい 申立てによると、 政 府係官が去った後も継続 申立人が 精製したとして起訴 有罪 したが 判 くるが、 決を受

Russell事件に

におい

ては、

政

府は同じように関与したわけではない。

る帰結を必要とすると考える。政府係官が禁制品を供給し、 よって意図的に被告人をはめた場合、政府の役割は許容限度を超えている。」。 Russell事件との状況の違いが程度の問題であるか、種類の問題であるかに関わらず、これらは明らかに異な 別の係官を見込みある顧客として連れてくることに

に解決されるべきであると結論づけた。 事訴追の対象が政府係官によって被告人に提供された禁制品の販売である場合、法律問題として」弁護側に有利 反対意見を述べた最高裁判事は、デュー・プロセスの議論に至ることを慎重に避けた。代わりに、事案は 刑

票を投じた。その意味では、Hampton事件における判決文は幾分曖昧なものとなっている。 (4) 確認した。他方で、三人の最高裁判事のみが罠の抗弁に対するデュー・プロセス条項の適用可能性に対して否定 Hampton事件では、連邦最高裁の多数意見は、Sorrells事件とRussell事件の主観的な罠のテストを明確に再

Jacobson v. United States 事件(一九九二年)

6

(1) ことへの意欲を調査する繰り返しの試み」であった。 団体と偽の文通相手を通した二つの政府機関による」児童ポルノを郵便で注文するという「申立人の法律を破る Jacobson事件における身分秘匿捜査は、White最高裁判事の描写によると、二年半もの間、「五つの

を分析した結果、 な疑いを越えて証明したか否かにあった。政府によって提示された証拠は三つの期間に集中しており、その証拠 本件の論点は、被告人が政府に接触される以前から当該犯罪を行う犯罪性向を有していたことを検察が合理的 基準に達していなかったと判断された。

(2)らないと判示した ら注文した物は注文時点では合法であったということである。 つ物を送付したとして閉鎖されたカリフォルニアの書店の郵送先名簿で発見した。 第一に、 最初に被告人をターゲットとするため の論理的根拠である。 連邦最高裁はこれは犯罪性向 郵便警察は、 問題は、 被告人の名前を、 0 被告人がその書店 判 断 0) 根拠には わ せ か

あれ、 この遵守は合法性に対する一般的な敬意あるい は十分ではない。なぜなら、ほとんどの人は不賛成であっても法律に従うという共通の理解があるからである。 かつて合法であったことを行う犯罪性向の証拠は現在違法であることを行う犯罪性向を示すのにそれ自体 法による禁止は重要な事柄である。」。 , は訴追に対する恐れを反映しているかもしれないが、 理由 『が何で

(3) 特定の個人的な傾向について暗示するにすぎない」とした。 めること、 察は不十分であったと結論づけた。被告人が実際に違法なものを購入するまで、 回以上の接触を必要とし、 第二に、 およびロビー活動団体を支持することによって一定の議題を推進する意欲についての犯罪性向を含む 犯罪性向に関連する被告人による政府の誘発への この全期間の被告人の反応は、「せいぜい、 反応の仕方である。 一三歳未満の子どもの性行為の写真を眺 政府からの長期間にわたる一〇 連邦最高裁はここでもまた検

White最高裁判事によって指摘されたように、 告人の所持品の中で唯一発見された違法な物は郵便当局によって彼に送付された一 (4) |数派の意見は、ほとんど根拠もなく個人をターゲットにする拡大されたおとり捜査に対する強い非難である。 第三に、 犯罪性向は、 被告人が逮捕された後に発見された証拠によって証明することが可能であったが、 Sherman事件と同様に、 単に既存の犯罪計画を実現するため 冊の雑誌であった点である。 の機 被

会を与えるだけの事案ではなかった。

罪的な機会を利用したとすれば、彼の罠の抗弁は陪審への説示を保障しなかったであろう。 |本件の係官が単純に申立人に対して郵便で児童ポルノを注文する機会を提供し、……申立人が即座にこの犯

よび架空の団体からの度重なる郵便および通信のターゲットに二六カ月の間なっていたのである。」。 しかし、ここで起こったことはそうではない。申立人が最終的に注文をした時点では、彼は既に政府の係官お

Jacobson事件では、これまで主張されてきた少数意見が姿を消し、Sherman事件において見られた主観的

四 おわりに

準に対する注意深い精査への回帰を示した。

なった。 のみ適用されるとされたのである。その後、 ころから始まった。そこでは、罠の抗弁は、 の行動に焦点を当てるべきとの反対意見を述べたことで、連邦最高裁においても罠の論点が注目を集めることと 米国における本格的な罠の教義の議論は、 Casey事件でBrandeis最高裁判事が被告人の主観面ではなく、 犯罪を行う意図が、被告人ではなく、政府係官の心で生じた事案に Woo Wai事件の連邦控訴審が犯罪への「意図の発端」 を強調すると

られた者は処罰ないし訴追されるべきではないことがパブリック・ポリシーによって正当化されるとする点では の後の議論を二分する主観説 連邦最高裁判例としては、Sorrells事件において初めて罠の教義の理論的な基礎が提示された。 (多数意見) と客観説 (反対意見) が提示されたわけだが、 両者は、 そこでは、 真に罠にかけ

か

おとり捜

査論

議

0) 問

題

0

本質は、

他

. の捜

査手法のように、

捜査法に照らした適否にあるわ

け

っでは

な

異

意見は、 致をみていたのであり、 それをフィクションであると批判し、 罠の抗弁に関する対立は、 端的に政府と裁判所の廉潔性に求めた点にあった。 に同様の対立であった。 その基礎を多数意見が立法者意思に求めたのに対し、 その後に続く 反対

Russell事件、

Hampton 事件についても、

基本的

が訴 は、 に疑問 想定したものではなかったにもかかわらず、 範として機 である。 人の有罪・ つつも、立法者意思に根拠を求めてい として参考にしたと推察されるが、そのままの形で継受したわけではない。 意思を基礎に据えたパブリック・ポリシーを根拠に対象者の犯罪性向の有無に着目する見解) 追ない 被告人の主観面とは無関係に警察の行為の不適切性に着目していることから、 が :国の従来の通説とされる二分説は、 ごが呈されることになったのである。 とりわけ、 無罪 能する し処罰 の分水嶺となるのか、 0) 面 適 が 後者の点が、 否 あ ったのに対 0) 判 断 基準 近時 i から捜査規範へと変異したために、 ②捜査の適否の分水嶺となるのかが不明瞭なまま展開してきた感がある のわ ない上、 主観説が基準とした犯意の有無は、そもそもそのような機能 米国の連邦最高裁の多数意見が一環して依拠してきた主観説 が 国 わが国では、 |の議論 対象者の主観面に着目しつつも、 の布石になっていたと思われる。 議論が展開していく過程で、 近時の客観説によって捜査法との 二分説は、 その有無が①米国と同様 その判断の積み重 被告人の犯罪 すなわち、 罠の抗弁を明 を罠の 米国 性向 確に 抗 を直 ね が の客観 (立法者 拽 に被 意識 0 0 有 内 的 査

こそあれ、 だろう。 からである。 罠の W ず 抗弁をめぐる米国 ń の点が他の b 国 一家の 犯罪 捜査手法にないおとり捜査の特色といえる。 「連邦最高裁を二分した議論は根拠の差異」 創出とそれを利 用した刑罰権 0 濫 開 に問 もっとも、 題性を見出していたとみることが (およびそれに起因する判断基準の おとり捜査の本来の問題が不 できる

< 当な訴追ないし処罰の阻止にあるとしても、そのことはおとり捜査後の手続の違法や公訴棄却・処罰阻却さえ論 であれば、先述したところからは、政策的要素が強いものということになろう。なお、犯罪創出とまではいえな な枠組みを構築すべきことになろう。その判断基準については別途検討を要するが、仮に犯意の有無を用いるの あれば、いかなる場合が犯罪創出として捜査法上も禁じられるのかといった捜査手法そのものを統制しうるよう じればよいというわけでもないとも考えられる。なぜなら、捜査法は、捜査そのものを問題としているのではな いおとり捜査については、 当該捜査手法を規制することを通じて刑罰権実現の適正化を図っているからである。この点を強調するので 上記特殊性はないのであり、 他の捜査手法と同様に、 任意捜査の限界として適否およ

行記

びその帰結

(違法の効果)

を議論すればよいと思われる。

で大変恐縮であるが、研究と教育に尽力することで少しでも御恩に報いていきたい。 杉浦 孝先生には、 名古屋大学法学研究科に着任して以来、公私にわたり格別のご配慮を頂戴した。 拙い論文

注

- (1) 団藤重光 法曹時報五卷三号(一九五三)二〇頁、 「わな(エントラップメント)の理論」 同五卷四号(一九五三)一六頁 刑法雑誌二巻三号(一九五一)二六頁、 田中政義 「罠の理論の展望(一)(二)・
- (3)(2)酒巻匡「おとり捜査」法学教室二六〇号(二〇〇二)一〇五頁、 佐藤隆之「おとり捜査の適法性」 法学教室二九六号 (二〇〇五) 佐藤隆之「おとり捜査の適法性とその限界(一)」法学七○巻 四二頁以下など。

(12)

Id. at 668

(11)

六号(二○○六)五頁以下。なお、捜査の公正を考慮に入れない見解もあるが、両者を総称して客観説とよぶ。

- (4) 松田岳士『刑事手続の基本問題』(成文堂、二〇一〇)一五四頁以下。
- (5) 完)―罠の抗弁とデュー・プロセス―」東洋法学五二巻二号(二〇〇九)一二三頁、同五三巻三号(二〇一〇)一五九頁、 PAUL MARCUS, THE ENTRAPMENT DEFENSE, at §1.01-1.04G. 拙稿「おとり捜査に対する抗弁についての米国裁判例の動向(一)(二)(三)

同五四

Board of Commissioners v. Backus, 29 How. Pr. 33 (1864)

巻一号 (二〇一〇) 一一一頁

(7) (6)

Id. at 42

(8)

Saunders v. People, 38 Mich. 218 (1878)

(9) Id. at 220

(10)

- Id. at 221-22
- O'Brien v. State, 6 Tex. Ct. App. 665 (1879).
- (13)38 (1910). Love v. People, 43 N. E. 710 (Ill. 1896); Commonwealth v. Bickings, 12 Pa. D. 206 (1903); Commonwealth v. Wasson, 42 Pa. Super.
- (14) United States v. Whittier, 28 F. Cas. 591 (C. C. E. D. Mo. 1878).

(15)

Id. at 594

(17) (16) Woo Wai v. United States, 223 F. 412 (9th Cir. 1915). United States v. Adams, 59 F. 674 (D. Or. 1894). ただし、United States v. Grimm, 50F. 528 (E. D. Mo. 1892)も参照

- 論 説
- (19) (18)

Id. at 415.

- (20)
- (22)(21)Id. at 423-25 Id. at 419
 - Casey v. United States, 276 U.S. 413 (1928).
- Id. at 441.

Sorrells v. United States, 287 U.S. 435 (1932). Sorrells 事件の詳細は、

拙稿・前掲注(5)(一)一三一頁以下参照。

- Id. at 442
- Butts v. United States, 273 F. 35 (8th Cir. 1921).

Sorrells v. United States, 287 U.S. 435, 444-45

Id. at 446-48.

Id. at 449-50.

- Marcus, supra note 5, at §1.04B
- Sorrells v. United States, 287 U.S. 435, 452

Id. at 451. 当局者による創造的な活動の成果として訴追され、処罰を求められている「さもなければ無実の人」であるか否かに

関するものでなければならない。

(32) (31) (30)(29) (28) (27) (26) (25) (24) (23)

- (33) Id. at 451-52.
- Id. at 455.

(34)

(46)(44) (43)(42)(41)(40)(39) (47)(45)(38)(37)(36)(35)Id. at 384 Id. at 382. Id. at 379-80. Id. at 385 Sherman は、 Sherman v. United States, 356 U.S. 369, 375-76 Sherman v. United States, 356 U.S. 369 (1958). Sherman 事件の詳細は、 Id. at 459 Sorrells v. United States, 287 U.S. 435, 457 Id. at 455-56

拙稿・前掲注(5)

(一) 一三六頁以下参照

険性を如実に表しているとされる。United States v. Sherman, 240 F. 2d 949 (2d Cir. 1957) 致の控訴審によって支持されたように、Sherman事件の事実関係は、被告人の犯罪性向を過去の行為と評判から評価することの危 Sherman v. United States, 356 U.S. 369, 376 Sorrells事件を手引きとして事実審によって有罪判決を受け、

彼の罠の抗弁は拒絶された。この有罪判決は全員

United States v. Russell, 411 U.S. 423 (1973). Russell 事件の詳細は、 拙稿・前掲注(5) 一四〇頁以下参照

(50)

United States v. Russell, 459 F. 2d 671, 673 (9th Cir. 1972)

(49)(48)

Id. at 425-26.

(51)

United States v. Russell, 411 U.S. 423, 433-34 (1973).

(54)

Id. at 431-32.

(55) Id. at 432.

(56)

(57)

に反するものでもあったということになろう(Marcus, supra note 5, at §1.04D.)。 したがって、関与がそこまで必要不可欠なものであるため、反対派・客観的テストは実行不可能であり、またパブリック・ポリシー

United States v. Russell, 411 U.S. 423, 434

Id. at 442.

Id. at 448-49. Id. at 441.

(66) (65) (64) (63) (62) (61) (60) (59) (58)

(67)

Id. at 491 Id. at 492. Id. at 490-91. Id. at 488-89. Id. at 488.

Hampton v. United States, 425 U.S. 484 (1976). Hampton事件の詳細は、 拙稿・前掲注(5) (一) 一四九頁以下参照。

法政論集 255 号 (2014)

- (69)(68)Id. at 493
- (70)Id. at 497. 反対意見を述べた最高裁判事たちは、有罪判決は客観的なテストの下であっても覆されるべきであったと信じていた。 Id. at 496 n. 1.
- (71)Id. at 497-99

彼らの意見は政府の行動に焦点を当てていた。

- (73)(72)Id. at 500 Id. at 500 n. 4
- (74)Hampton事件からJacobson事件が審理されるまでの間、 Jacobson v. United States, 503 U. S. 540 (1992). Jacobson事件の詳細は、 一九八八年にMathews事件が審理されているが、 拙稿 前揭注(5) (三) 一一二頁以下参照。 なお、

連邦最高裁では、

では、「被告人が罠を主張する場合、彼は犯罪的な意図を有していたが、犯罪的な計画を被告人の頭に植えつけたのは政府のだま しであると主張」することが許されるかという一貫性のない抗弁の許否が主たる争点とされたものであり、 罠の抗弁については

端的に連邦最高裁が発展させてきた主観的アプローチを再確認したものであった(Mathews v. United States, 485 U.S. 58 (1988).)。

- (75)Id. at 543
- (76)Ibid
- (77)Id. at 551.
- (79)(78)Ibid
- (80)Jacobson事件で少数意見が姿を消したことは、 Id. at 550

根強い異議があったにもかかわらず、

ンタビュー―」東洋法学五二巻一号〔二〇〇八〕一八五頁以下、同「米国のおとり捜査における違法性の実質」東洋法学五三巻一 向の判断に捜査機関の働き掛けなどの対応が考慮されたことにもあったように思われる。 チを採用し続けたことによるある種の諦め以上に、被告人の処罰ないしは訴追の適否という共通の問題関心の下、被告人の犯罪性 (拙稿「罠の抗弁―マーカス教授へのイ

*本稿は、科学研究費補助金・若手研究

(B)「組織犯罪対策に求められる国際社会の協力とわが国の刑事司法」(平成二四年~二六

号〔二〇〇九〕一〇三頁以下参照)。

年

の研究成果の一部である。

法政論集 255号 (2014)